

高齢者インフルエンザ予防接種説明書

1. 実施期間・接種料金・接種回数

- (1) 実施期間：令和5年10月1日（日）～令和5年12月30日（土）
- (2) 接種料金：1,000円（生活保護世帯の方および天栄村民は無料）
- (3) 接種回数：実施期間中に1人1回（2回目以降の接種料金は全額自己負担となります）

※予防接種を受けるときは、健康保険証を医療機関へお持ちください。

※インフルエンザワクチンのみ新型コロナワクチンとの接種間隔の規定がなく、同時接種も可能です。

2. インフルエンザとは？

インフルエンザは、「インフルエンザウイルス」の感染を受けてから1～3日間ほどの潜伏期間の後に、発熱（通常38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然現れ、咳、鼻汁などの上気道炎症状がこれに続きます。いわゆる「かぜ」に比べて全身症状が強いです。

高齢者や呼吸器・循環器・腎臓に慢性疾患を持つ方がインフルエンザにかかると、肺炎を伴うなど重症化することがあります。

3. インフルエンザ予防接種の効果

インフルエンザ予防接種を受けることで、インフルエンザの発症そのものを完全に防ぐことはできませんが、重症化や合併症の発症を予防する効果があるとされています。

インフルエンザは、例年12月から3月にかけて流行するため、毎年12月中旬までに接種を受けておくことが発症予防には効果的です。また、ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間から5か月程度といわれています。

今回接種を行った場合は、医療機関から発行される「接種済証」を大切に保管してください。

4. 接種対象者

- (1) インフルエンザ予防接種を希望する65歳以上の方（年齢は接種日当日の満年齢）
- (2) 60～64歳未満の方で、心臓・じん臓・呼吸器などに重い障がいをもつ身体障害者手帳内部疾患1級を所持している方または同程度の障がいがあり、医師の診察により確認できる方

※本予防接種は、B類疾病の予防接種であり、接種を受ける法律上の義務はありません。自らの意思と責任で接種を希望する人のみに接種を行うものです。対象者の意思確認が困難な場合は、家族またはかかりつけ医の協力により、対象者本人の意思確認をすることが認められています。対象者の意思確認ができない場合は、予防接種法に基づいた接種となりません。接種を希望する人は、予防効果や副反応などについて、十分に理解したうえで、医師と相談し接種してください。

5. 予防接種を受けることができない人

- ① 接種当日、明らかに発熱している人（通常、体温が37.5℃以上の場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人

急性で重症な病気で薬を飲む必要のある人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性があるため、その日は接種を受けないのが原則です。

◀ 裏面もよくお読みください ▶

- ③ インフルエンザの予防接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな人
「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。
発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- ④ インフルエンザの予防接種後2日以内に、発熱・全身性発疹等のアレルギーを疑う病状が見られた人
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した人

6. 予防接種を受けるときに、医師と相談しなければならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ② 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ③ 今までに免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人
- ⑤ 予防接種液の成分または鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことのある人

7. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けたあと30分間程度は、急な副反応が起こることがあります。医療機関（施設）で様子を観察するか、医師とすぐ連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- ③ 接種当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

8. 接種後の副反応

まれに接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、かゆみなどが現れることがあります。また、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感等がみられたり、局所症状として、注射をした部位の赤み、腫れ、痛みなどが現れたりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。

非常にまれですが、ショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫など）が現れることがあり、そのほとんどは接種後30分以内にみられますが、まれに接種後4時間以内に起こることもあります。その他、ギランバレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作等が現れたとの報告があります。

予防接種と同時期に他の病気が偶然重なって現れることもありますので、予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などの症状が現れたりした場合は、医師の診察を受けてください。

9. 予防接種健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいが残ったりするなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。給付の条件を満たした場合は、健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料が支給されます。

詳しくは、お住まいの市町村担当課へお問い合わせください。

須賀川市：健康づくり課	(88) 8122
鏡石町：健康環境課	(62) 2115
天栄村：健康福祉課（へるすぴあ内）	(82) 3800